

企業が財務諸表を作成する際の拠り所となるルールが会計基準である。会計基準の新設や変更は、会計数値を変動させ、企業や市場に大きな経済的影響を及ぼす。それにもかかわらず、会計基準は法律に書かれていないルールである。正確に言えば、法律は「会計基準に従うべきこと」を定めるにとどまり、具体的な内容についてはほとんどを会計基準に委任しているのである。そしてわが国を含む先進国の多くは、民間団体が会計基準を策定し

誰がルールを決めるのか

たらず。民間団体が策定する会計基準に企業が従うという「正統性」の問題である。もちろん、「法律で決まっているから」従わざるを得ないのだが、事態を複雑にしているのは、国際会計基準（IFRS）の存在である。

民間団体である国際会計基準審議会（IASB）はIFRSの策定を通じ、会計基準の国際的統一を主導している。すでに100を超える国・法域で用いられており、わが国でも上場企業はIFRSを選択適用することが容認されている。時価総額ベースでは、東証上場企業の約半数がIFRSを適用している。わが国において2027年に強制適用されるリース会計基準の改正も、IFRSとル

できよう。こうした組織は、国際標準化機関と呼ばれる。議会を通じた法律ではなく、民間団体がルール策定を主導するメリットもある。会計基準や電源コードの規格のように、内容が専門的すぎる場合は専門家機関に任せたいほうが効果的である。さらに、技術が日進月歩の業界ならば、法律の改正では時間がかかりすぎ、後手に回ってしまう。その意味において、民間団体がルール策定を主導する意義は大きい。

しかし、民間団体が国境を超えてルールを策定することには難しさもある。会計基準のように影響の大きいルールを策定するにもかわらず、誰が誰に対して説明責任を負うのが判然としない。一国内の機関であれば、法律で委任を通じて、なお議会のコントロールが及んでいるといえる。ところが、国際民間団体になると、国家の裏づけを得られないため、決定の正統性が危ぶまれるのである。また、意思決定にあたって特定国の利益を優先する危険性もある。そのため、民間団体は極めて高いレベルで中立かつ公正にルール策定を進めることが求められる。

国境を超えた

基準設定の難しさ

ている。わが国では、企業会計基準委員会（ASBJ）が会計基準開発の中心的役割を担っている。このこと、ひとつの疑問をも



愛知淑徳大学 学部教授
ビジネス 森 太

ルを合わせる意味合いが強くと、日本基準の開発方針にも大きな影響をもたらしている。このように、世界経済に大きなインパクトをもつIFRSは、ロンドンにある一民間団体が策定している。

IASBもその点は自覚しており、自らを正統化するためにさまざまな工夫を取り入れている。しかし、その正統性が揺らいだ局面もあった。その経緯に興味をもたれた方は、手前みそながら拙著「IASBの正統性：会計基準普及のメカニズム」中央経済社、2026年）をご参照いただければ幸いです。

もり・じゅんた 専門は財務会計・国際会計。大阪市立大学大学院後期博士課程修了。博士（経営学）。1983年生まれ。

21世紀に入り、国境を超えたルールの設定において、民間団体が果たす役割はますます大きくなっている。ISO規格を定める国際標準化機構、電気分野の規格を定める国際電気標準会議（IEC）などを例示